

# 指定介護予防短期入所生活介護 特別養護老人ホーム和楽園ショートステイ運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人奈良市和楽園が運営する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる様、機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図り在宅生活を継続できるように支援する。
2. 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係機関、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めることとする。

## (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
1. 名称 特別養護老人ホーム和楽園ショートステイ
  2. 所在地 奈良市古市町1886番地の1

## (職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
1. 管理者 1名（特養長期と兼務）  
管理者は、事業所に勤務する職員の管理及び事業所の利用申込にかかる調整、事業の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の管理者と兼務することができる。
  2. 生活相談員 1名（特養長期と兼務）  
管理者を補佐し、事業の利用申込にかかる調整、事業の実施状況の把握と短期入所生活介護サービス計画、短期入所生活介護サービス報告書等の作成並びに家族との連絡調整にあたる。
  3. 介護職員及び看護職員（特養長期と兼務）  
介護職員及び看護職員は、常勤換算方式で、利用者の数が3に対し1名又はその端数を増すごとに1名以上とする。  
ただし、職員総数のうち、常勤の介護職員は31名以上とし、常勤の看護職員は3名以上とする。

介護職員は、短期入所サービス計画に基づいて介護サービスの提供にあたる。  
看護職員は、利用者の健康状態の把握及び看護等にあたる。

4. 機能訓練指導員 1名（理学療法士・特養長期と兼務）  
サービス利用者の日常生活上の機能訓練にあたる。
5. 栄養士または管理栄養士 1名（特養長期と兼務）  
利用者の嗜好と栄養に合致し健康増進と生きがいのある食生活に資するための献立の作成及び食事の指導業務にあたる。

（利用定員）

第5条 利用定員は、16名とする。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ・ 送迎サービス
- ・ 食事サービス
- ・ 入浴サービス
- ・ 介護サービス（排泄介助、食事等の介助、移動の介助 等）
- ・ 機能訓練（日常動作訓練等）
- ・ 生活相談（相談援助等）
- ・ 健康管理
- ・ レクリエーション

（利用料等）

第7条 事業を提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準に依る者とし、当該事業が法定代理受領であるときは、その利用者の介護負担割合に応じた額とする。

ただし、次の各号に掲げるものは利用者に負担を求めることができる。

- (1) 滞在費  
多床室 915円/日  
従来型個室 1,282円/日
- (2) 食費  
朝 320円  
昼 721円  
夕 721円

(1)(2)において、低所得者については下記の通り大臣が定める負担限度額とする。

< 滞在費 >

滞 在 費	基準負担額	負担限度額		
		第一段階	第二段階	第三段階
多床室	915円/日	0円/日	430円/日	430円/日
従来型個室	1,282円/日	380円/日	480円/日	880円/日

< 食費 >

食費	負担限度額			
	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
基準負担額	300 円/日	600 円/日	1,000 円/日	1,300 円/日
1,762 円/日				

- (3) おやつ代 1 日当たり 56 円
- (4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴う費用 実費
- (5) 理美容代 実費
- (6) 金銭等管理費用 1 月当たり 1,018 円
- (7) 電気代 (テレビ) 1 月当たり 560 円  
(電気毛布等) 1 月当たり 672 円

※ (6) (7) については、原則 30 日以上の利用者が対象

- (8) 前号に掲げるほか、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
2. 各前号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(送迎の事業の実施地域)

第 8 条 送迎の実施地域は次のとおりとする。  
奈良市内で、概ね国道 369 号線より南側、国道 24 号線より東側の地域。  
山間部は要相談。土、日、祝祭日の送迎は行なっておりません。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第 9 条 サービスの利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。  
利用者が留意すべき事項は以下のとおりとする。
- (1) 利用開始前において発熱等体調不良の場合、サービス利用の中止を速やかに申し出ること。
  - (2) 利用に際して利用者又は家族は居宅における心身の状況等を、送迎時に職員に連絡すること。
  - (3) 利用者が感染症に感染している場合は、サービス利用の中止を速やかに申し出ること。
  - (4) 危険物の持ち込みは行わない。
  - (5) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する利用者及び喧嘩・口論・乱暴行為等他人に迷惑を及ぼすようなときは利用の中止、又は停止を求められた際これに応じること。
  - (6) 利用者が故意又は過失により事業所の設備又は備品に害を与えたときは、その損失補償に応じること。
  - (7) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所が留意すべき事項は以下のとおりとする。
- (1) サービスの実施にあたっては、短期入所生活介護サービス計画に基づいて、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。
  - (2) サービスの実施にあたっては、常に懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、十分な理解を得られるよう説明を行う。
  - (3) サービスの実施にあたっては、利用者に介護技術の進歩に応じ、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
  - (4) 利用者について、短期入所生活介護サービス計画に従ってサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
  - (5) 利用者が使用する施設・食器その他設備等について衛生的な管理に勤め又は衛生上必要な措置を講ずることとする。又事業所において感染症が発生し又は蔓延しないよう必要な措置を講ずることとする。

(契約終了)

第10条 契約の終了に関しては、短期入所生活介護契約書及び短期入所生活介護重要事項説明書の規定によるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な（年2回以上）研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束の制限)

第12条 事業所はサービス提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置の上、3ヶ月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底する。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針に基づいた対応をする。
4. 身体的拘束等の適正化のための職員に対する研修を定期的に（年2回以上）実施する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 サービスを提供する職員は、サービスの実施中に利用者の状態に急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに家族及び主治医やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることとする。

(事故発生時の対応)

第14条 サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに、利用者ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況や事故に対してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行う。

2. 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）及び従業者に対する研修を定期的に行う前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(非常災害時における対策)

第15条 事業者は、非常災害時に備えて防災計画をたてるとともに、定期的に避難・救出、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第17条 事業所の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2. 事業所の管理者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第18条 事業所の管理者は、自ら提供したサービスに対する利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応を行うとともに、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずる。

(記録の整備及び保存)

- 第19条 事業所の管理者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備を行う。
2. 事業所の管理者は、短期入所生活介護サービス計画、サービス担当者等の記録その他提供に関する記録を整備し、サービス提供の日から5年間保存しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

- 第20条 事業所の職員の資質向上をはかるための研修については、奈良市和楽園研修規程に基づき実施する。

(職員の資質向上)

- 第21条 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業所の職員の資質向上をはかるための研修については、奈良市和楽園研修規程に基づき実施する。

(衛生管理等)

- 第22条 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品の衛生的な管理に努め、事業所において感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、委員会の結果を従業者に周知する。
  - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練（シミュレーション）を定期的に（年2回以上）実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
  3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和1年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日より施行する。